原発事故被害収束政策と住民の権利

礒 野 弥 生

1 はじめに

福島第一原発事故は、大量の避難者と放射能で汚染された土地を生み出した。 深刻な被害を目前にして、原発推進政策は大きく変化する様子を見せた。しかし、 現在、原子力政策は福島原発事故以前に戻っている。

事故以前に戻るといっても、福島原発事故前の基準をそのままでは、国民も原発の再稼働を許すことは考えにくい。そこで、2012年6月、原子炉等規制法を改正して、シビアアクシデントを規制対象とすること(法43条の3の6、43条の3の32の22の第1項、43条の3の3の29第2項2号)等を新たに規定した。2013年7月3日、同法の施行に伴い、原子炉等の設計を審査するための新規制基準(委員会規則)が施行された。原子力規制委員会によれば、新規制基準は「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が相対的安全性を前提とした安全性を備えている」ことを判断基準とし、「社会がどの程度の危険までを容認するかなどの事情をも見定めて、専門技術的裁量により選び取」った基準であるとした(原子力規制委員会「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」2016年6月29日)。

また、2014年4月には「エネルギー基本計画」が策定され、原子力は「エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」として位置づけられた。「原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める」とされた。ついで、2015年7月には、経済産業省が「長期エネルギー需給見通し」で、2030年度の原子力依存度を 20~22 パーセントとする目標を示した。このような原子

力政策に従って、高浜原発 3、4 号機、鹿児島県の川内原発 1、2 号機が再稼働し、2016 年 4 月の熊本地震発災後、その延長上にある中央構造線の直近の伊方原発 3 号機が、2016 年 8 月 12 日に 5 年ぶりに稼働した。さらには、原子力規制委員会は同年 11 月で 40 年を迎える美浜原発 3 号機の 20 年延長を認可した。

政府、関係行政機関が停止中の原子力発電所の再稼働政策を推し進める¹⁾のに対して、福島原発事故を経験した国民の多くは原子力発電に対して消極的である。停止中の原子力発電所の再稼働への反対も根強く²⁾、差止訴訟も全国に広がっている。脱原発弁護団全国連絡会によれば、46 の訴訟が提起されている³⁾(2016年10月5日現在)。原子力発電所は事故による影響が広範囲にわたるため、前述の伊方原発では、地元の松山地裁ばかりでなく、大分、広島各地裁でも再稼働の差止訴訟が提起されている。

また、すでに判決も出されていて、大飯原発3、4号機運転差止請求事件福井地裁判決(2014(平成26)年5月21日)、高浜原発3、4号機の運転差止請求事件福井地裁判決(2015(平成27)年4月14日)、同原発運転差止仮処分請求事件大津地裁決定(2016(平成28)年3月9日)では、再稼働を認めないとした。その後の川内原発に関する仮の差止請求に対して、鹿児島地裁が請求を却下し、さらに福岡高裁宮崎支部が原告の即時抗告を却下し(2014(平成16)年4月6日)、川内原発1、2号機は再稼働をした。このように、新規制基準をめぐって、裁判所の判断は大きく分かれている。差止を認容した判決はいずれも、福島原発事故被害を目の当たりにして、福島の被災者の深刻な状況を繰り返すことは絶対にあってはならないということを前提に出されている。

その福島原発事故についてみると、2011年8月に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する法律」(以下、放射性物質汚染対処特措法)が制定され、2011年12月16日の野田首相による事故収束宣言を受けて、

¹⁾ 美浜1号機と2号機、玄海1号機、敦賀1号機、島根1号機の廃炉が決定している。

^{2) 2016} 年 2 月 29 日の日経新聞によれば、再稼働を勧めるべきでないとする意見が 60% で、勧めるべきだとする意見の 26% を大きく上回っている。前年 9 月 20 日の東京新聞では、再稼働に反対する意見が 58%、推進すべきとする意見は 37.3% である。両者とも、再稼働反対派が、賛成派を大きく上回っている。

³⁾ 差止訴訟が起こされていない原発は、女川原発、福島第2原発ぐらいである。

「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(2011年12月26日、原子力災害対策本部決定、以下原災本部決定2011年12月26日)により避難指示の解除の条件が示され、2012年3月には福島復興再生特別措置法が制定された。上記の法律および原子力災害対策本部決定等に基づいて除染による避難指示解除と福島県の復興の道筋が示された。これらに沿って、まず、避難指示区域(旧警戒区域等)の再編が行われた。そして、2016年度末までに政府は除染を終えて、2017年度末までに帰宅困難区域を除いて全ての避難指示を解除し、地域復興に向かうとする閣議決定がなされた(原子力災害対策本部「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂、2014年6月12日)。

2015年9月5日には、全町避難指示が出されていた旧警戒区域の楢葉町で避難指示が解除された。楢葉町の場合には、全町20ミリシーベルト/年で避難指示解除準備区域だった。他の市町村の場合には、20ミリシーベルト/年以上の居住制限区域を有していたが、同区域についても次々と除染が終了した。翌2016年6月12日の葛尾村、7月12日の南相馬市小高地区と、順次居住制限区域の避難指示が解除された。除染が遅れていた富岡町についても除染を終了し、国は帰宅困難区域を除く区域について「2017年4月1日の解除」を提案している。さらに浪江町については、2016年11月から「準備宿泊」が開始されている。このように、政府のタイムスケジュールに従った政策が進行している。

避難指示の解除については待ち望んでいる人もいるが、避難指示の解除が補償終了4)や応急仮設住宅(借上仮設を含む)の供与の打ち切りと連動していることに、被災者は疑問と不安を感じている。国は、両者を連動させることで、事故による被害救済の終了を図ろうとしていると考えざるを得ない。福島原発事故も廃炉作業のみ残り、復興事業により同地域を「元に戻す」ことで、「事故被害収束」した状況を作り出す、「事故被害収束」政策が進行している。

ところが、廃炉作業の状況から安全性に不安を感じ、解除後すぐには戻れない と考えている人も帰還せざるを得ない状況に追い込まれるおそれがある。帰還し

^{4)「}東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補」(原子力損害賠償紛争審査会、平成25年12月26日)で確認されているように、解除後1年となっている。

ない選択をした住民の中には住宅の手当さえ困難になる人も少なくない。これまでの避難指示を解除された地域の実態から、特に高齢者を中心に生活維持基盤に乏しい人々の生活不安が現実化することは明らかである⁵⁾。他方で、解除後直ちに戻りたい人にとっても課題がある。解除の要件としてインフラが整備されていることが挙げられているが、医療施設や商店の整備が不十分で生活しにくい、さらには隣近所が戻ってきていないなど、地域の生活インフラが完全に整っているとはいえない状況で、帰還が迫られるという問題もある。

また、避難先で一定の生活基盤を築いているために、相当期間は避難先で生活を継続し、最終的には戻りたいと考える人も少なくない。そのような人は、帰宅困難区域を除く全地域での避難指示の解除により、移住を選択せざるを得ない状況に置かれる。原発避難者特例法(東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律)で定められた「避難元の住民票で避難先の行政サービスを受ける権利」が失われるおそれがあるからだ。避難者の意に反した住民票の移動、すなわち移住を余儀なくされる可能性がある。長期避難者として将来戻りたいと考えている人々にとって、避難元の自治体のあり方に関わることができなくなるという問題が顕在化する。避難指示区域以外の地域からの避難者は、事故被害収束政策に従って住宅支援の打ち切りが決定され、今さらに厳しい状況に直面している。

このように、原発の再稼働と福島原発の事故被害収束政策は、相互補完的に動いている。本稿では、帰宅困難区域を除き、避難指示区域に関する全面避難指示解除を見据えて、事故被害収束政策の問題点を検討し、この政策決定に関する住民の権利について考察することで、現在の被災者政策の一助とするに、今後の原子力防災計画および避難計画の基本原則への橋渡しとしたい。なお、本稿は2017年1月11日時点の情報による。

^{5)「〈}避難解除〉高齢者続く生活苦」河北新報2016年3月3日など

2 原発被害収東政策の概要

(1) 被害収束政策の始まり

国の原発事故放射線被害への対応は、2011年3月11日の避難区域の設定に始まる。ついで、原子力損害賠償法に基づき、東電による賠償に関して、原子力損害の範囲の判定あるいはその他の紛争解決のための一般的な指針を定めるために、同年4月11日に原子力損害賠償紛争審査会が設けられた(法18条)。同月28日には、同審査会による第1次指針(「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第1次指針」)が定められた。。同時に、住宅支援等の生活への支援政策、税の免除等の諸措置をとることとした(「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針について」原子力災害対策本部2011年5月17日)。このように、初期の原発被害への対応は、避難指示の発出、賠償指針の策定、税の免除等の生活・営業損失への対処から始まっている。

他方、基礎自治体としての市町村は、国の原子力事故対策本部の指示に従って動いた。20 km 以内の市町村の長は避難指示を出して住民に呼びかけるとともに、自治体機能を避難地域に移し、避難所の設置および仮設住宅の建設等の居住対策及び避難に伴う諸行政措置を執ってきた。避難指示区域以外の市町村は、避難自治体の求めに応じて避難に関連する連携業務を行いつつ、早い時期から除染等を行う自治体もあった。避難指示区域外の市町村では、特に子どもの被ばくを避けるために、学校あるいは通学路の除染が喫緊の課題となった。

県は、国・市町村間にあって、調整的あるいは情報の橋渡し的役割を果たしてきた。広域自治体として、国からの補助金等の市町村への分配、さらに災害救助法に基づく他県への依頼、調整を行っている。

被害者支援対策は、被災者への緊急支援と金銭補償から始められたが、2011

⁶⁾ 以降、自主避難者に対する補償などを含めて、2016年11月現在まで10の指針が出されている。審査会が発出した指針については、http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/参照のこと。また、損害賠償に関する被災者と東電との間の和解の仲介を目的として、2011年8月29日には、原子力損害賠償紛争解決センターが設置され(「原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程」)。

年8月には、2-2 で述べるような除染措置を決定し、除染や放射性物質に汚染された廃棄物の処理について、放射性物質汚染対処特措法を制定し、同年12月野田首相による事故収束宣言とともに、2012年1月から法律に基づく除染政策が始まった⁷。ここから、本格的な被害収束・復興政策が動き出した。

避難指示区域の解除について、除染により、住民の受ける追加被ばく線量が年間 20 リシーベルト以下となることを確実であることを要件とした(原子力安全委員会「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故における緊急防護措置の解除に関する考え方について」2011 年 8 月 4 日、原災害本部 2011 年 12 月 26日)。もっとも、20 ミリシーベルトは通過点であり、長期的には、1 ミリシーベルトとすることが求められている®。

国が避難解除の早期実現を目指していたのに対して、市町村は地域の線量の実態から早期帰還には消極的だった。そのため、2011 年 12 月から警戒区域等から避難指示解除準備区域を含む 3 区域の再編にとりかかったが、解除の条件、区域分けをめぐって自治体との調整に時間を要し、全ての自治体で再編を終えるまで1年半かかっている。2013 年夏に最後の避難指示区域の見直しが完了したことで、国主導で除染を加速化させ、復興に向かうとした(「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」2013 年 12 月 20 日 閣議決定)。なお、2012 年 3 月には、前述のとおり福島復興再生特別措置法が制定されたが、同方では避難指示解除区域及び現に避難指示の対象となっている区域のうち近く当該避難指示が全て解除される見込みであるとされた区域について、復興再生計画を策定することを求めている(法 7 条 1 項)。

^{7) 2012} 年年1月1日の特措法の全面施行に先立ち、12月に汚染状況重点調査地域に指定された市町村に向けて「除染ガイドライン」が出されている。1月21日には、「除染特別地域における除染の方針(除染ロードマップ)について」で工程が示され、本格的に除染がはじまることとなった。

⁸⁾ 原子力安全委員会は、屋内待避や避難を要する事態の発生する可能性が極めて低いことを第一の要件としてあげている。国は、第一ステップを終えたとして、事故終息宣言を行ったことで対応したとみなしているが、多くの住民は廃炉が実現するまでは安心できないと考えている。

(2) 除染政策と実施状況

避難指示区域に指定された浜通りを中心とする地域の復興のための手順は、放射性物質対処特措法に基づき、次のように行われた。

第一に、空間放射線量に応じて、除染特別地域(法 25 条、警戒区域又は計画的 避難区域の指定を受けたことがある地域)とそれ以外の汚染状況重点調査地域 (法 32 条)、年間の追加被ばく線量が 1 ミリシーベルト以上の地域(福島県等 8 県の市町村)に区分し、前者について国が自ら義務的に除染するのに対して、後 者については自治体が除染の必要性を自ら判断し、必要と認めた場合に実施する こととした⁹。

第二に、いずれの場合も最終的に東京電力が費用負担をする(法 44 条)が、とりあえず国が負担をする(法 43 条)。

第三に、除染の目標について、基本方針で以下のように定めた。空間放射線量が年間50ミリシーベルト以上の地域については、段階的かつ迅速にこのような地域を縮小し、年間20ミリシーベルトを下回っている地域については、2013年8月末までに、一般公衆の年間追加被ばく線量を2011年8月末と比へて放射性物質の自然減衰等を含めて約50%減少した状態を実現することとし、長期的には年間1ミリシーベルトを達成する。そして、年間20ミリシーベルト以下の地域については、子どもの生活圏の除染を優先し、2013年8月末までに、子どもの年間追加被ばく線量が2011年8月末と比べて、放射性物質の自然減衰等を含めて約60%減少した状態を実現する、とした。

帰還に向けた警戒区域等の区域指定を見直しにより、避難指示準備区域、居住制限区域、帰宅困難区域の三つの区域に再編されたが、①前二区域については除染をして避難指示を解除、②帰宅困難区域については試験除染のみで当分除染をしない、こととされた¹⁰⁾。なお、国は、避難指示区域の再編について、再編基準を示して市町村との調整の上、決定した。前述のとおり、区分の仕方に難色を示し

^{9) 57} 市町村が実施。福島県でも会津地方では実施していない自治体がある。

¹⁰⁾ 当初はこのような方針だったが、2016年には、各町村について「復興拠点」を定め、復興拠点については2021年をめどに除染をして、避難指示を解除する方針を示した (原子力妻帯対策本部・復興推進会議「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」2016年 8月31日)。

たために、全ての市町村での再編終了予定は遅れた。その結果、除染も工程表よりも遅れた¹¹⁾。

福島県内の除染の結果をみると、中通りや浜通りでは除染をしても年間1ミリシーベルト以下とすることは難しく、5ミリシーベルトを達成できないところも少なからずある。宅地の一部にホットスポットが残っているところはさらに多い。また、除染直後には下がっても、また放射線量が上がってくる場合も少なくない。放射線量の再上昇やホットスポットに対する住民の不安は大きく、国はフォローアップ除染^[2]を認めることに踏み切った。さらに、生活空間に限っていた除染についても、キノコの「ほだ場」など、日常的生活の場となっている森林空間についても除染することとした^[3]。このように、除染に関しては、少しづつであるが、住民・市町村の要望が取り入れられている。

他方で、インフラ整備の前提とも言える飲用水用のダム、農業用水に利用されるため池の底質は未だ高濃度であるが、放射性物質は底に溜まって移動しないと言う理由から除染しないこととしている¹⁴⁾。

¹¹⁾ 除染の進捗状況については、国直轄地域については、http://josen.env.go.jp/area/、市町村除染区域については http://josen.env.go.jp/zone/index.html で情報を提供している。また、福島市には、除染情報プラザを置き、展示型情報提供をしている。2016 年7月の時点では、国直轄となっている地域では 4 町村が除染を継続し、市町村施行については7市町村が継続している。

¹²⁾ フォローアップ除染については、2014年3月の第11回環境回復検討会において基本的な考え方が示された。フォローアップ除染の範囲の見直しについては、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂(平成27年6月12日 閣議決定)においてける、住民の帰還が可能になるように、十分な除染をすることという考え方に基づいて、2015年12月21日の環境回復検討会で示された。

^{13) 2012} 年 9 月に「今後の森林除染の在り方に関する当面の整理」を取りまとめられ、2013 年には「森林除染の今後の方向性」を示した。それによれば、現在行っている面除染終了後においても、相対的に当該居住地周辺の線量が高い場合には、効果的な個別対応を例外的に認め、宅地より 20 m としていた森林除染の範囲を広げて除染を実施することを可能とする方針をうちだした。他方で、里山以外についてはモデル事業で対応することとした。さらに、2016 年 2 月には「森林の放射性物質対策について」を発出し、里山以外にも広げていく方針を示した。

^{14)「}除染関係ガイドライン」第2版(平成16年(2014)12月追補)が維持されている。

(3) 除染政策と中間貯蔵施設

一 立地過程と用地内地権者への対応

除染にとって、大量の剝ぎ取り土壌・草木ごみの処分が最大の課題である。環境省は福島県内の除染土壌・廃棄物量を1500万トンから2800万トンと試算した。特措法の基本方針では、これらの排出物について、一極集中管理を目指して中間貯蔵施設を設けることとした¹⁵⁾。最終処分は県外で行うと福島復興再生基本方針(2012年7月13日閣議決定)で定め、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法(以下、JESCO法)に明記されたが、最終処分の具体的な計画は今後に委ねられている。場所は、環境省内の委員会で帰宅困難区域内に設置されることが適当であるとされ、設置に向けた国(環境省)による作業が開始された。

中間貯蔵施設の設置に関して、次のような工程表が策定された。

同区域内での立地場所の選定を進めつつ、施設の基本設計を行う。次の段階として、現地調査に閉口して実施設計を完成させる。実施設計の作成の間に、可能なら用地取得も進める、というものであった。立地自治体との調整は、用地場所の決定段階から行うとし、計画当初は用地取得を2013年度までに終える方針だった。

実際には、工程表に従って、2011年12月にまず、国が双葉郡内市町村に対して、中間貯蔵施設受け入れの要請を行い、翌年3月には、国は双葉、大熊、楢葉3町での分散設置を提示した。楢葉町の行政区でも事前調査の説明会(非公開)も開催されたが、反対運動が起こり、建設の是非をめぐる住民投票条例案が2回にわたって提出された16。この反対運動は頓挫することとなったが、最終的には、中間貯蔵施設は、大能・双葉両町に建設されることとなった。

^{15)「}除染に係る緊急実施基本方針(平成23年8月26日原子力災害対策本部決定)」に基づいて、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」(環境省、2011年10月29日)が出され、その中で「量が膨大であって、最終処分の方法について現時点で明らかにしがたいことから、これを一定の期間、安全に集中的に管理・保管するための施設を、中間貯蔵施設と位置づけ、その確保・運用を行う」としている。

¹⁶⁾ 同条例案は、1回目は2013年9月議会、2回目は2014年1月議会で否決された。最終的に楢葉町内の立地案は取りやめられ、富岡の指定廃棄物処分場の関連施設が立地されることとなった。

楢葉町自体は町内で出た 1 キログラム当たり 10 万ベクレル以下の汚染物を受け入れる「保管庫」の建設を検討する方針を示していた。大熊、双葉両町も当初は、調査のみ応じるとする内容で承諾することで調査が出発した¹⁷⁾。大熊町では独自に、2014 年中間貯蔵施設設置計画の安全性等を検証する「大熊町中間貯蔵施設安全対策検討会」を設置し、検討を行っている。国は、環境調査と委員会での審査を経た後、大熊、双葉両町議会の了解を得て、2014 年 5 月 31 日から両町で国による住民説明会(16 回)および用地内地権者への説明会¹⁸⁾が開始された。最終的に大熊町、双葉町両町が中間貯蔵施設を受け入れたのは、2015 年末および 2016 年初頭だった。そして、用地取得については、2016 年 11 月時点でも、全体の「約 10% しか用地取得できていない。

用地取得が進まない事の一端は、国の同施設立地決定および実施計画立案過程における地権者の不信感に起因する。国は、事前調査、建設の受入と重要な時期には、説明会を行っている。だが、決まった内容の受入要請という従来型の説明会だったことから、中間貯蔵施設受け入れに否定的な人の納得は得られないまま、終了した。一つの地域では1回のみであり、大勢として納得を得たとは言いがたい状態だった。特に何代かをこの地で生きてきた人は、直ちに売却する意思を決定する状況にはなかった。福島復興に必須の施設とする国の説明に納得しつつも、自らの責任ではなく高濃度に汚染されたと土地といる理由で、中間貯蔵施設用地となることに納得できない人もいて、少なからぬ人が売却を躊躇している19。早く売却し、新たな生活に専念したいという人は説明会にはあまり参加していない。また、国は中間貯蔵施設用地を国有化し、除染排出物を保管する予定だったが、

¹⁷⁾ 双葉町長による受入表明において、「受入れにあたっては、これはあくまでも調査の受入れであり、施設設置の受入れではないこと」と明記している(「中間貯蔵施設候補地の現地調査の受入について」http://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/4171.htm)。大熊町は、「町内の除染を進めるためにも、中間貯蔵施設の必要性は認めている」としつつも、「現地調査の受入」=「施設建設の受入」ではないことを条件としている、と明記している(「中間貯蔵施設の事前調査について」http://www.town.okuma.fukushima.jp/fukkou/201507/)

¹⁸⁾ 地権者対象の説明会は、住民対象説明会の後、クローズドで、これも場を所を変えて 複数回開催された。

¹⁹⁾ これらの住民・地権者の意見は、2014年から 2016年にかけてのヒアリングにより得られた。

表 1 仮置場の箇所および保管数

(2016年10月28日現在)

市町村	① 保管物を搬入中 の仮置場等		②保管物の搬入が 完了した仮置場等 ³⁾		① + ② の合計	
	箇所数	保管物数	箇所数	保管物数	箇所数	保管物数
田村市	_	_	6	36,286	6	36,286
川内村	_	_	2	93,748	2	93,748
楢葉町	_	_	23	585,251	23	585,251
大熊町	3	50,819	15	220,838	18	271,657
川俣町	25	392,858	17	219,716	42	612,574
葛尾村	1	254	30	391,935	31	392,189
飯舘村	84	2,128,144	13	175,207	97	2,303,351
南相馬市	12	783,141	l	258	13	783,399
浪江町	9	572,192	21	224,031	30	796,223
富岡町	5	798,237	4	331,453	9	1,129,690
双葉町	1	6,819	7	115,925	8	122,744
合計	140	4,732,464	139	2,394,648	279	7,127,112

http://josen.env.go.jp/area/provisional_yard/number.html & b

- 1. 仮置場等:仮置場のほか、一時保管所、仮仮置場を含む。
- 2. 保管物数:単位は「袋」。なお、1 袋当たりの体積は、おおむね 1 m3。
- 3. ②保管物の搬入が完了した仮置場等」とは、本格除染またはそれ以前の除染工事による除去土壌の搬入が完了したものを指す。(フォローアップ除染等による除去土壌の搬入は、今後もあり得る。)

地権者の中には賃貸は認めるが売却には応じられないとする人もいる。さらに売 却も賃貸も拒否する人もいて、それぞれ団体を結成して交渉が続けられている。

二 仮置場問題と中間貯蔵施設

ところで、市町村による除染の場合、仮置場の設置に関して住民同意を得ることは容易ではなかった。各市町村は、国の工程表によれば3年以内に仮置場から放射能汚染物が搬出されるので、その間の仮置きを要請し、仮置場設置の同意を得ている。工程表ばかりでなく、住民同意の経緯からも、施設建設の本格的工事

に入れないまま、保管場所の建設により同年度末に除染土壌の搬入が開始された²⁰⁾。福島全県で最大 2200 万立法メートルとされる除染排出物のうち、2016年 11 月までに約3万3千立メートルのフレコンバッグが搬入された。

フレコンバッグは一般に 1 袋 1 立方メートル入るものを用いている。避難指示区域に限ってみても、表 1 のとおり、710 万袋超が保管中である。浪江町をはじめとする 4 町からは今後も除染土壌等が発生し、さらにフレコンバッグの量は増大する。

以上の状況下で、福島県では、除染土壌等がフレコンバッグに詰められて仮置場に置かれたままの状態になっている。福島市や郡山市では各戸に現場保存状態が続いているが、除染排出物の仮置場あるいは仮仮置き場での保存が長期にわたることは、今や誰の目にも明らかになっている。仮置場延長について、各市町村は説明会を開催するなどしているが、概ねの住民は現状についてあきらめている²¹⁾。一方で、フレコンバッグの耐用年数は5年程度であり、早い袋はすでに耐用年数を超えていて新たな袋への詰め替えを必要としている。また、3年と考えられて設計されていた仮置場にとって、新たな放射線対策が求められていることも確かである。

(3) 事故被害収束政策一事故収束と汚染土壌のリサイクル

除染は除染土壌及び除染廃棄物の最終処分により完結する。中間貯蔵施設での保管から最終処分に至る工程は、図1のとおりとなっている。この段階で中心的課題となるのは、最終処分場に投入する土壌の最小化と最終処分場の立地である。周知の通り、中間貯蔵施設に保管されるのは30年であり、最終処分場は新たに県外に設けることとなっている(JESCO 法第3条2項)。

環境省は、最終処分量を最小限にする目的から、「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方について」(2016年6月30日、以下、「再生資源化

²⁰⁾ 最も早く除染を開始した川内村村長は、予定通りの 2015 年度中の搬入を要請している (NHK ニュース、http://blogs. yahoo. co. jp/fukushima_nuclear_disaster_news/ 35301514.html)。

²¹⁾ 南相馬市は、3 年期限で契約した仮置場用地の返還を地権者から求められ、代替地に一部フレコンバックを移動した事例がある(福島民報 2015 年 11 月 1 日)。現場保存の場合、土地の売却等で保管者が変わるなど、さらに課題も多い。

原発事故被害収束政策と住民の権利

中間貯蔵開始後30年以内 中間貯蔵開始 ステップ1: 国内外の研究・技術 ステップ1 開発の動向把握 ステップ2: 今後の研究・技術開 ステップ2 発の方向性検討等 ステップ3: 研究・技術開発の推 ステップ3 進等 ステップ4: 滅容化、再生資源化 等の可能性の検討等 ステップ4 を踏まえた最終処分の 方向性検討 減容化・再生利用による 施設外への搬出 福島県外 ステップ5: 最終処分地に係る ステップ5 調査検討、調整 最終処分に 係る全国民的な ステップ6: 最終処分地の整備 ステップ6 理解の醸成を図る ステップフ ステップ7: 最終処分地への搬入 ステップ8: 最終処分完了 ステップ8

図1 福島県外での最終処分までの主な流れ(フロー図)

出典: http://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/effort/

に係る基本的考え方」とする)を公にした²²⁾。それによれば、除染土壌を、「適切な前処理や汚染の程度を低減させる分級などの物理処理をした後、用途先で用いられる部材の条件に適合するよう品質調整等の工程を経て利用可能な」再生資源にして、再生利用することを考えている。ここで再生資材となる土壌は、8000ベクレル/kg 以下を原則とする。

ところで、原子炉等規制法に基づく放射性廃棄物のクリアランスレベルは、

²²⁾ 環境省は、同省内に設置した「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会」の検討結果に基づき、2016年4月に「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」を公表した。「適切な前処理や減容技術の活用により除去土壌等を処理することで放射能濃度の低い土壌等を分離し、管理主体や責任主体が明確となっている一定の公共事業等に限定し再生利用する。この再生利用の対象となる土壌等(以下「浄化物」)の量を可能な限り増やすことにより、最終処分量の低減を図る」とし、これに基づいて、「再生資源化に係る基本的な考え方」が示された。

100ベクレル/kgである。「再生資源化に係る基本的考え方」によれば、今回の除 染土壌のクリアランスレベルは、とは制度趣旨が異なる、とする、放射性廃棄物 に係るクリアランスレベル場合、それ以下の廃棄物を放射線防護に係る規制の枠 組みから除外し再生資材の制約のない自由な流通を認め、再生資源化を可能とす る基準として定められている。すなわち、放射性廃棄物のクリアランスレベルが 規制フリーの基準であるのに対して、除染土壌の再生利用基準は、基準に従った 「適切な管理の下に置かれた利用」として組み立てられている、とする。

そして、再生利用した場合に、利用場所周辺住民・施設利用者及び作業者の追加被ばく線量が年間追加被曝線量 1 ミリシーベルトを超えないようにするよう管理者、管理方法が明確にされていれば、ICRP の基準も満たすとしている。原子力安全委員会 2011 年 6 月 3 日の「一般環境そのものに事故の影響が認められるという今回の特殊性を踏まえ、リサイクル施設等で再利用に供されるものの放射性物質の濃度等が適切に管理され、かつ、クリアランスレベルの設定に用いた基準($10~\mu Sv/$ 年)以下となることが確認される場合に限り、その適用を認める」とした考え方に合致している、とする。

ところで、特措法で同法に定める廃棄物のクリアランスレベルを8000ベクレル/kgに設定したが、その当時にも多くの反対があった。その際、環境省は、原子炉等規制法に基づくクリアランスレベルは「廃棄物を安全に再利用できる基準」であって、特措法の定めるクリアランスレベルは「廃棄物を安全に処理する基準」である、と説明している²³⁾。今回の説明を比べてみると、放射性物質に汚染された物の再利用という点では同じだが、「管理された状態」に置かれるので、ある意味で、廃棄物処分場と同様であって、それと違うところはない、と間接的に説明していると見てよいだろう。

さらに、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」では、「中間貯蔵施設への輸送の負担の軽減等の観点から、地元の理解・信頼を得て浄化物の再生利用が可能である場合には、除去土壌等の減容・再生利用を中間貯蔵施設への搬入前に実施することも検討する」としている。これを受けた「再生資源化に係る基本的な考え方について」では、「放射性物質を含む除去土壌はそのままでは利

²³⁾ 環境省廃棄物・リサイクル対策部「100 Bq/kg と 8,000 Bq/kg の二つの基準の違いについて」http://www.env.go.jp/jishin/attach/waste_100-8000.pdf

用が難しいことから、放射能濃度を用途に応じて適切に制限した再生資材を、安全性を確保しつつ地元の理解を得て利用することを目指す。具体的には、管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等における盛土材等の構造基盤の部材に限定し、追加被ばく線量評価に基づき、追加被ばく線量を制限するための放射能濃度の設定や覆土等の遮へい措置を講じた上で、特措法に基づく基準に従って適切な管理の下で限定的に利用することとする。これにより、土壌資源の有効利用による土砂の新規採取量の抑制を図るとともに、最終処分必要量を減少させ、最終処分場の施設規模を縮小することにより、県外最終処分の実現をより容易にする」として、最大限の再資源化を目標としている。

これらを見ると、中間貯蔵施設用地の買収状況や保管後の最終処分場の確保の難しさを打開し、早期に除染問題を終了される手法として、「再生利用」という名目で、8000ベクレル以下の土壌の実質的「廃棄物処理場」が各地に、防潮堤や道路の中に出来ることとなる。8000ベクレル基準の妥当性も問題だが、最終処分場だと反対が多いが「管理された再生利用」と言い換えることによる問題の曖昧化が進行することとなる。

このように、「8000ベクレル」のクリアランスレベルが拡大利用されてきているが、この拡大の決定過程を見ると、以下のとおりである。中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会の下に「放射線影響安全性評価検討ワーキンググループ(WG)」(非公開²⁴)が設けられて再利用についての検討をしてきたが、同検討会第3回(2016年3月30日)議事録として「減容処理後の浄化物の安全な再生利用に係る基本的考え方骨子(案)」が公表された。その後、同年6月30日には、骨子案に基づく基本方針²⁵⁾を決定した。

このように、多くの国民に係わる政策決定について、初期の段階からの市民社会との議論はおろか、国の情報の公表にも問題があった。同骨子案が公表されて以降、原子力資料情報室²⁰、FoE Japan²⁷⁾などから強い反対があった。同団体の質

²⁴⁾ WG の議事録は非公開とされていたが、非公開に対する抗議などにより、8月3日に 環境省の web 上に公開された。なお、一般に、ワーキンググループの会議は非公開で行われることが多い。環境省は、混乱をするので非公開としたと説明している。

²⁵⁾ 正式名称は「減容処理後の浄化物の安全な再生利用に係る基本的考え方について」である。

²⁶⁾ 同 NPO の趣旨については「8,000 Bq/kg 以下の除染土壌を再生利用すべきではない」

間状に対する環境省の回答では、同省に対して多くの疑問が寄せられているとされている²⁸⁾。さらに、いわゆる院内集会で、FoE を中心に環境省との意見交換がなされている。非公式かつ公開の場での意見の交換は必要だが、多様な意見を反映する機会というよりも、環境省の見解を聞き、反対の要請をする場に留まっている。なお、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略の工程表²⁹⁾が作成され、高濃度除染土壌の放射線の低減の技術開発をすることで、99.5%の除染土壌をリサイクルに回せるとしている。これについては、検討会委員からも費用等の点からの疑問が出されている。

3 政府による事故被害収束政策の課題

(1) 除染政策と論点

除染政策を住民と国の関係から見ると、筆者がすでに別論文(礒野 2012、2014、2015)で挙げたように、避難指示区域外では除染そのものについて反対は少なかったが、当事者の納得を得ずして除染政策・計画が策定されたために、実施段階で問題が噴出した。

放射性濃度が高濃度にもかかわらず避難指示区域に指定されていないところでは、除染より避難を優先すべきであるという意見、あるいは仮置場設置についてまで痛みを住民が負わなければならないのは理不尽であるという意見が強く主張された。これらの意見は本来計画段階で議論され、納得を得ておくべき論点だった。仮置場設置をめぐる交渉の場では、自治体職員と住民間の議論でしかなく、国が当事者として抜けている。自治体による除染は、除染の当否は自治体に委ねられているので、除染計画段階での住民参加が必要であることはいうまでもない。

http://www.cnic.jp/7075 を参照のこと

²⁷⁾ 同 NPO の考え方については、https://foejapan.wordpress.com/2016/05/02/8000bq_problem-3/を参照のこと

²⁸⁾ 原子力問題に対する 2 つの大きな NPO である FoE Japan および原子力情報資料室が 意見を表明している。FoE Japan のブログ (https://foejapan.wordpress.com/2016/04/26/8000bg problem-2/)、原子力資料情報室 (www.cnic.7075) を参照のこと。

²⁹⁾ 工程表については、http://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/effort/investigative_commission/pdf/investigative_commission_process.pdf 参照のこと。

しかし、住民の安全確保政策として、避難と除染をどのように判断するのか、あるいは除染方法と程度は、国に決定権がある。したがって、除染実施段階では、 住民の安全確保に対する意見を反映することが困難である。

除染排出物の保管場所に苦労する一方で、宅地等の生活空間および田畑は除染するが、宅地から 20 m 以上離れた森林は除染しないといった、人々の生活空間のなかでもごく限られたところしか除染しない限定除染では安全を確保できないとする声は強い³⁰⁾。除染をどの程度までするか、その検証をどのようにしていくかについて、国、自治体そして住民を含めた正式な意見交換の場が確保されてこなかったために、除染の範囲を少しずつ広げ、かつ再除染も認めるようになった今でも、住民は国に対する不信感と不満を抱いたままである³¹⁾。このような状態が、現在なお避難を始める人々を生み出しているともいえよう。

また、「除染して居住継続」という政策について、意見を言う場を持たず納得できない住民は、自主的に避難を選択せざるを得ない。そしてこの選択をする住民は少なからずいる³²⁾。これらの住民は「自主避難」者としてくくられ、国、県の救済政策の枠組からほぼ外される。しかし、「自主避難」者は、国の事故被害就職政策による避難指示解除が進展するたびに増える。

ここにきて、2015年度までに除染に要した費用は2兆100億円となっていて、 最終的に3兆7600億円が必要となるという試算がされている³³。このような高 額の費用が現実のものとして公表されるにおよび、これらの大量の自主避難の現

³⁰⁾ たとえば、6 月に避難指示準備区域を解除された川内村荻・貝の坂両地区でも、住民は森林除染を求めている(福島民友ニュース 2016年6月13日)。県も、住民の帰還に支障をきたすとして、2016年1月4日に森林除染について環境省に要望書を出している(毎日新聞 2016年1月4日)。自治体の取り組みとして、南相馬市では、モニタリングの結果として必要に応じてため池の底質除去をするとしている(「避難指示区域解除に向けた除染等の取り組みの現状と課題」(2015年12月24日南相馬市除染推進委員会、http://www.city.minamisoma.lg.jp/index.cfm/10,23071、html/23071/20160329-174354.pdf)。高橋編 2016を併せて参照されたい。

³¹⁾ 伊達、大熊、郡山への住民ヒアリングによる。

³²⁾ 避難式区域の避難者が精神的慰謝料として10万円/月支払われるのに対して、避難指示区域以外の避難者は、一律8万円、に妊婦と子ども40万円の補償が支払われる他は、災害救助法に基づく住宅補助のみである。しかし、2016年度で打ち切られる。

³³⁾ NHK News Web 2016 年 11 月 6 日 http://www3.nhk.or.jp/news/html/20161106/k10010757641000.html

状を見るにつけ、改めて除染ではなく避難に費用を当てるべきとする議論が生じている。

「自主避難」は、放射線被害からの安全・安心の基準、安全性の確保・回復の内容を決定過程で、被災者の意見が国の政策に反映する場を与えられないというところから来る。国の定めた安全基準に疑義を持ち、その結果リスク回避の選択をすると、被害救済制度の枠外に置かれる。避難指示の対象でない避難は、避難することは自由だがそれによる負担も選択の結果としての自己責任である、ということになる。積極行動をした被災者のみならず、心ならずも居所にとどまっている被災者にとって、原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)あるいは裁判という方法しか、公式に意見を主張し、意見を実現する場が残されていない。避難が認められ地域に隣接する地域の住民が、避難者と同等の賠償を要求したADRはその典型である340。自主避難者の訴訟が全国で起こされているが、これも同様である。

さらに、除染は土壌以外にも大量の草木ごみを回収しするため、基本方針および除染ガイドラインでも、焼却による減容化=焼却処理が計画されている。現在、仮設焼却炉・溶融炉が各市町村に1炉以上建設されることとなっている³⁵⁾。全体として反対運動は大きくないが、環境影響評価手続きが行われないこともあり、事故後の生活に手一杯な状況の下で、住民に情報が十分に伝わっていない結果でもある。もっとも、田村市都路地区などでは反対運動があった³⁶⁾。

³⁴⁾ 高瀬雅男 (2015) では、ADR のこれまでの申し立てと和解内容の調査が報告されている。その中にもこれらのケースが掲載されている。

³⁵⁾ 第1号は、稲わらや落葉など 8000 ベクレル/kg 以上に汚染された「指定廃棄物」と除 染ごみを燃やすための試験炉として、鮫川村に設けられた。その建設に際しては、情報 が伏せられたままで、一部の住民の合意をもって住民同意を得たと述べたことで問題と なった。

³⁶⁾ 多くの焼却炉では、大きな反対はなかった。田村市都路では、「放射能ゴミ焼却を考える都路・川内の会」が結成されて、区長を含めた反対運動があり、反対署名、市長への申し入れ(放射能ゴミ焼却を考える都路・川内の会)などが行われた。現在、すでに建設は許可され、稼働に向けて建設が勧められている。同焼却炉(60トン/日)は、田村市と川内村の境界に建設され、県中、県南、いわき、川内村、会津の農林業廃棄物が焼却される。富岡町では、海岸に近いところに、250トン/日の処理能力を持つ炉が2基設けられ、2015年4月から稼働している。ゴミ焼却後のバグフィルターで捕集された飛灰は30万ベクレル/kg 超と想定されていて、この処理が問題となるとされている。南

除染に伴う最大の課題である汚染排出物の処理は、中間貯蔵施設用地の買い取りあるいは地上権の設定について交渉は進まず、最も早いフレコンバックの耐用年数の経過←来る空間線量の増大、詰め替え等の課題、除染土壌の再利用問題を引き起こし、救済の打ち切りとは裏腹に、次々に処理しなければならない新たな問題を発生させている。

(2) 小括

これまで見てきたとおり、住民や自治体による除染方法に対する異議に対応して、国は除染政策に多少の変更を加えてきた。しかし、国は、原子力安全委員会による追加的空間線量 20 ミリシーベルト/年以下を安全とする考え方を固持し、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における緊急防護措置の解除に関する考え方」(2011 年 8 月 4 日) および原子力災害対策本部から発出された「避難区域等の見直しに関する考え方」に沿って、事故被害収束政策を進めている。これらの文書または政策は、緊急事態における国の責任として一定の方向性を示した。緊急時にあっては、責任を有する行政機関ができるだけすみやかに、裁量権を行使して適切に住民の保護を行う必要がある。そうはいっても、現場での実情把握は欠くことができず、緊急時においても、災害発生直後でなければ調査および意見の聴取を通じて、柔軟に対応することが求められる。民間を含めた様々な測定をきっかけに、警戒区域以外にも様々な避難区域が設けられたことも、柔軟な対応の必要性を表している。これまで述べてきた避難と除染の関係に関しては、初期の段階から、多様な情報を収集し、判断に取り入れることの必要性が改めて浮かび上がる。

事故は、緊急性を要する段階から総合的な放射線防護対策や救済対策を講じる

相馬市でも、2 基 (200 トン/日)が、2015 年 3 月と 2016 年 4 月にそれぞれ操業を始めた。焼却灰の放射線量は月により大きく変化し、600 弱ベクレル/kg から 1100 強ベクレル/kg となっている。避難指示区域の市町村では、他に、飯舘村 (250 トン)、浪江町(300 トン)で焼却炉が建設されている。これらはいずれも、片付けごみと放射能汚染廃棄物が混焼されている。過剰な焼却炉を不適切な財政投入の観点から論じる論文として、政野(2017)を参照のこと。また、同論文では、上に述べたように、放射能に汚染された廃棄物を処理する災害廃棄物処理特別措置法」に基づいて環境省が市町村に代行して一般廃棄物を燃やす焼却炉に、除染排出物が混焼されることの問題点を述べている。

段階に移行する。これまで述べてきたところは、概ね事故直後の緊急時を脱して、総合的な対策に取り組む段階からの対応である。事故被害収束政策に住民の意思が反映されていないことは、避難指示解除後の住民の帰還状況あるいは中間貯蔵施設の現状を見ても明らかである。

ところで、原子力の平和的利用が国の原子力政策となって以来、原子力分野は特に科学技術的専門性が高いとして、政府が指名した専門家集団の独占的領域となった。激しい原子力発電所立地反対運動に直面して、行政の裁量事項として、原子炉の設置許可の段階で説明会と意見の聴取が行われるようになって久しい。とはいえ、あくまで情報の収集であって、意見の反映如何については、原子力安全委員会の裁量に委ねられてきた。このことは、伊方原発最高裁判決(1992(平成4)年10月29日、判例時報1441号37頁)でも是認されている。

先に述べた再稼働にあたって、事業者は、新規制基準を受けて変更した「原子炉設置変更許可、工事計画許可、保安規定変更許可を原子力規制委員会に申請すると、同委員会が必要な審査を行い許可、不許可の判断をする。許可決定過程の参加手続きとして、審査書案に関する科学的・技術的意見を募集するパブリックコメントを、規制委員会の任意の手続きとして行っている。このようにしてみると住民・自治体の意見が十分に反映される機会があるように見えるが、新規の原子力発電施設設置手続きも同様の手続きで行われてきた。市民社会から出された意見の考慮・不考慮を専門家委員会の自由な裁量に委ねることを是とする伊方原発訴訟の流れが変わっていないとみる事が出来る。除染関連政策の決定過程に、第三者としては国の指名する専門家集団による委員会の審議のみが関わり、市民社会や他の意見を有する専門家との「意見交換」の場を設定するような手続変更はない。原子力行政当局は、福島原発事故後も、事故前の政策決定あるいは個別行政決定手続きを再検討する必要性を認めていないということである。

このような国の原子力政策は事故後の放射線防護対策に関しても続いているのである。除染の在り方を含めて、低濃度蓄積性被ばくを恐れる住民は、「自主」避難あるいは帰還の延期を選択することでリスク回避をせざるを得ない。国の政策を絶対として、選択権を全く認めないために、被害者であるにもかかわらず、それらの人々は補償制度から排除される。先に述べたように多くの住民が福島第一原発の状況に不安を持ち、以後の救済(復興支援)を受けられなくなるリスクを

はらんでいる。避難指示解除後直ちに帰還しない人も自主避難の枠に入る。避難 指示解除後に従前の地域での営業再開を躊躇することもまた、救済(復興支援) の放棄となる。そうなると、避難指示に指定された地域・地点に隣接する地域の 住民でも、避難指示に伴う賠償が出ないなどの理由から、自主避難できない人も 少なくない。

さらに、8000ベクレル以下の除染土壌の隔離された場所での「保管」から「再利用」への政策変更は、実際の再利用の時点まで紛争を引き延ばす結果となる。

4 健康に生きる権利・被ばくを避ける権利・避難する権利

4-1 健康な環境に生きる権利

(1) 健康な環境に生きる権利と現状

これまで述べてきたように、国の原発事故収束政策は、被災者住民の意見を反 映することなくすすめられてきている。事故収束政策が遂行されると、日野 (2016) が述べる「棄民」政策の様相が深まる。さらに、再稼働を認める新規制基 準に関して、原子力規制委員会は「新規制基準に適合する」ということが「これ で安全だと言っているわけではない」とする。その一方で「社会で受容できるリ スクはどれくらいか、という安全目標の議論をきちんとやり、社会が受容できる リスクを見いだして初めて安全について話すべきである」と述べている。原発を 廃止するリスクとシビアアクシデント発生のリスクを勘案し、ベースロード電源 としての原発エネルギーを確保する限りでの安全性が目標となる、と考えられる。 その場合には、事故発生時の放射線被害緩和策が重要になる。ICRP も原発の必 要性を前提として、リスクを回避するために、「5層の防護」を持って原発事故に 対応する深層防護という考え方をとり、第5層としてシビアアクシデントが発生 した場合の実行可能な緊急時計画をそれに充てている。にもかかわらず、原子力 規制委員会が新規制基準で再稼働を判断する際に「避難計画」を要件としない。 また、法的にもその策定は義務づけられていない。このような中で、実行可能な 避難計画さえ策定されないで原子炉設置変更等について許可され、再稼働してい ることから、福島原発事故と同様に、「健康な環境に生きる権利」どころか、「棄 民」を生み出しかねない。

そこで、現在の事故被害収束政策による被災者の権利を回復するために、被災者の「健康な環境に生きる権利」を見直していくことが、将来の原発政策の一助にもなる。そのための作業として、事故の収束と地域の復興ではなく、被災者の再生のために行政の執るべき途について、住民の権利から検討する。

日本では、水俣病を初めとする公害の深刻な被害を救済し、良好な環境を回復するために、「環境権」理論が形成されてきた³⁷⁾。人権論としては、憲法 13 条および 25 条に依拠した。

現在まで、環境権を正面から認める判決はなく、環境基本法にも各主体の責務が定められているものの、環境権は規定されていない。このように、法制度も司法も環境権を認めることはない。権利を正面から認めることはなくとも、環境基本法では、「現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われ」ることを旨とし(環境基本法3条)、そのために人の健康との関係で環境基準が定められ(いわゆる健康項目、環境基本法16条)、計画的手法を含めてその達成が求めることを規定している(15条、17条、21条)。

関西水俣病最高裁判決では、国は水俣病の拡大を防止すべき義務があったにもかかわらず、権限を行使しなかったことを違法とした。最高裁が「汚染者負担責任は行政の規制事務についても適用される」ことを明言したことになる。最高裁は、間接的だが、「公害のない環境を享受する権利」の保障を国の義務として認めた。これ以外にも、道路大気汚染訴訟判決でも、健康被害の発生している状況を違法とし、道路からの汚染物質の一定以上の排出の差止を命じている事例がある³³。 基地訴訟でも差止めが認める判決が出された³³)。

「健康な環境に生きる権利」が認められたと解することができるものの、関西水 俣病国家賠償事件は損害賠償事件であり、既に被害が発生している場合の権限不 行使の違法性を認めた事例であり、その他も既に被害が生じている事例である。

³⁷⁾ 環境権論の展開については、淡路 (2003)、中山 (2006) を参照。自然保護の観点からは、環境権ではなく自然共有権が主張されている。

³⁸⁾ 尼崎公害訴訟神戸地裁尼崎支部判 2000 (平成 12) 年 1 月 30 日、名古屋南部公害訴訟 名古屋地判 2000 (平成 12) 年 11 月 27 日は、差止めを認めた。

³⁹⁾ 第4次厚木基地訴訟東京地判2014(平成26)年5月21日、同東京高判2015(平成27)年7月30日。

そのために、予防的な議論において、裁判でどこまでこの権利が認められるかは 曖昧である。

ところで、本稿頭書で述べたように、福島以後の判決には、原発事故の被害の深刻さから、健康な環境に生きることの出来るよう、予防的な観点からの再稼働の差止めを認めている。さらに、原子力発電所をめぐる訴訟の場合、原子力発電所のごく周辺住民から 100 キロメートル以上はなれた所に居住する人にも原告適格を認める傾向は、人々の健康な環境に生きる権利について認める方向であるといえよう。

もっとも、いずれについても、損害賠償や差止、さらには原告適格を認めるに あたっての要件としては、利益侵害で十分であるので、正面から「健康な環境に 生きる権利」を認めたとは言い難い。しかし、実質的には、良好な状態の程度に は問題があるが、人格権の反映として、係る権利が認められ、少なくとも立法お よび行政執行の原則として機能していることは間違いない。

(2) 健康に生きる権利と国際条約・宣言

国際的には「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(A 規約)と「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(B 規約)という二つの世界人権規約が定められている。健康に生きる権利は、「すべての者が到達可能な最高水準の身体的及び精神的健康を享受する権利を有する」(A 規約第 12 条)と明文化され、さまざまな条約でこの権利が具体化されている40。ここでいう健康に生きる権利は、その2項には、「環境衛生及び産業衛生(The improvement of all aspects of environmental and industrial hygiene)」とある。直接的には、公衆衛生を意味しているが、これは憲法25条と同様の規定の仕方である。その健康に生きる権利は、単に物理的健康だけではなく、社会的な仕組みのなかでの精神的健康を含めて、さまざまな健康について議論されていることに注意しなければならない。憲法第25条も、この文脈のなかで解される。

環境との関係は、1992年の「環境と開発に関するリオ宣言」第1条で「人は皆、

⁴⁰⁾ 正式には、本文にあるように、right of everyone to the enjoyment of the highest attainable standard of physical and mental health であり、the highest attainable standard of health は略称である。

自然と調和しつつ、健康で生産的な生活を営む権利を有している」とし、そのための諸原則を規定した。原発事故もまた公害事件・環境事故であるという事実に鑑みて、このリオ宣言の諸原則の下で事故の防止および救済政策が展開される必要がある。

4-2 判決から見る福島原発事故の被ばくを避ける権利、避難する権利

福島原発事故の場合、事故が「健康に生きる権利」への侵害行為に当たることは疑いない。事故対策の目的は、この権利侵害を最小限に抑え、権利の内実を回復することにある。原発事故の場合、「健康に生きる権利」の第一の内容は被ばくを避けること、すなわち「被ばくを避ける権利」である。政策に落とすと、事故前であれば被ばくを避けるための規制と防災計画になるが、事故後であれば追加的被ばくを避けるための諸措置の実施となる。被ばくを避ける権利については、被ばくのない場所に子どもに疎開させることを求めて仮処分を申し立てた事案(集団疎開裁判)があるが、仙台高裁は原告の請求を却下した(仙台高決 2013(平成 25)年4月24日)。

同決定によれば、強線量ではないものの低線量被ばくのおそれがあり、「管轄行政区域内にある各地域においては、放射性物質から放出される放射線による被ばくの危険から容易に解放されない状態にあることは上記認定の事実により明らかである」ことを認める一方で、「特に強線量の放射線被ばくのおそれがあるとされているわけでも、また、避難区域等として指定されているわけでもなく、今なお多くの児童生徒を含む市民が居住し生活しているところであって」「現在直ちに不可逆的な悪影響を及ぼすおそれがあるとまでは証拠上認め難い」とする。また、「中学校に登校する限りは、その通学する学校外においても日夜間断なく相当な量の放射線に晒されてい」て、被ばくをしているのだから、「教育活動の差止めをしてみても、抗告人が被ばく放射線量の年間積算量の上限と主張する量(その当否は暫く措く。)を超える放射線量の被ばくを回避するという目的を達することはできず、その回避のためには、そうした空間線量率以下の地域に居住するほかには通常執りうる手段がなく、そうであれば、年間の積算放於線量の被ばく回避を目的とする抗告人主張の差止請求権の発生を認める余地はない」とする。また、集団疎開については、原告が通っている中学校は「多数の生徒に教育活動を行っ

ているものであるところ、現にその学校施設での教育を受けている生徒がおり、 その教育活動を継続することが直ちにその生徒の生命身体の安全を侵害するほど の危険があるとまで認め得る証拠もないから、相手方が現在の学校施設での教育 活動を継続することが直ちに不当であるというべきものではない」と述べている。

同決定では、健康な環境に生きる権利について極めて消極的に解している。低線量被曝による被害の可能性は認めているものの、直ちに生命身体の安全を侵害するほどでなければ、市に対してリスクを回避する義務を求めることはできない、としている。

この問題は、「健康な環境に生きる権利」が、被害との因果関係が明確になっている場合にしか適用できないとするものであり、低濃度蓄積性暴露による晩発性被害のリスクの回避、およびかかるリスクのある環境を避ける利益は含まれないとする考え方である。言い換えれば、因果関係が明確でないリスク回避に関しては、被災者といえども自己責任と負担で行うべきで、健康な環境に生きる権利の実現は、危険性が明白な場合に限定されるということになる。多くの子どもが現にその地で学んでいることを、危険のない土地での教育と衡量することは、明白な危険回避は自治体の義務であるが、リスク回避は自治体の裁量に属し、なおリスクを回避したいときは自己負担とみている証方である。

この事例の課題は、判決が、安易にリスク回避をしたい人は個別に回避が可能である、としている点である。すなわち、リスク回避を選択した人への生活補償に関する配慮なしに可能性のみを述べている。健康な環境に生きる権利は、リスクのある環境に留まることへの精神的な不安感との関係で新たな課題を提起しているのである⁴¹⁾。

(3) 避難する権利

ところで、福島原発事故では、住民の被ばくを避ける権利として「避難する権利」が主張された。避難する権利とは、「一定の線量以上の放射線被ばくが予想される地域の住民には、自らの行動を選択するために必要な情報を受け、そして避難を選択した場合に必要な経済的・社会的支援を受ける権利」とされる(河崎・

⁴¹⁾ いいかえれば不安な環境に生きることが、被害として認められてこなかったことが大きな問題である。

中手 2012、河崎 2012)。避難する権利は、チェルノブイリ法が、放射線量に応じて強制避難区域、避難するか残るかを住民の選択に委ねる区域、避難する必要のない区域に分けたことに始まる⁴²⁾。このように、3層の地域を指定し、最低限の生活保障をした上で自己決定に委ねる範囲を設けることは、放射線の特質に見合った政策ともいえる。

第一に、被害が遺伝子にも及ぶ可能性があることは明らかであっても、被ばく線量と被害の因果関係が十分解明されておらず、かつ被害は即時に出てくる場合もあるが、晩発性の被害となっても現れる。放射能の健康への危険性について、IAEAも閾値(安全基準値)がないという立場から放射線防護の施策をとるべきことを求めている。

第二に、放射能の無害化はできず、半減期の長いものが数多くあり、それらが 環境中に留まり、長期にわたる低線量被ばくを与える恐れがある。

第三に、過酷事故の場合、影響範囲があまりにも広く、影響を与える人口はこれまでの公害の比ではない。チェルノブイリ原発事故では、北欧のノルウェーまで防護対策を要する被害が及び、福島原発事故では、東北から関東に至る地域まで高濃度のホットスポットが発生している。2016年3月9日の高浜原発3、4号機再稼働禁止仮処分申立事件に係る大津地裁決定では、福島原発事故の海洋汚染を念頭に「その環境破壊の及ぶ範囲は我が国を越えてしまう可能性さえある」と述べている。

第四に、メルトダウンしたような場合には、その最終的措置を完了するためには、数十年の年月を要し、その間の危険性を排除できない。チェルノブイリ原発事故では、年を経てもいわゆる石棺を覆い直すだけに過ぎず、スリーマイル島原発事故でも、年を経ても圧力容器の底に溜まっているメルトダウンした核燃料の一部を取り出せずにいる。さらに、通常の停止をしたトロースフィニッド原発の場合でも、最終的措置まで年を要するとされている⁴³⁾ (毎日新聞 2013 年 8 月 19日)。

このような特徴を踏まえれば、長期にわたる生活への配慮や不確定な被害につ

⁴²⁾ 尾松 2013、馬場・尾松 2016 では、チェルノブイリ法がどのように出来たか、そして その運用について述べられている。

⁴³⁾ http://mainichi.jp/select/news/20130819k0000e030145000c.html

いての見守りの必要性、そして広範囲となる影響範囲への柔軟な対策と保障を要求する。その際には、生活の安定を含めて、保障を前提とする避難についての自己決定権と、その自己決定権には決定の保留あるいは条件が変更したときの決定変更権という選択肢も用意される必要があろう。

実際、多くの地域で「除染ではなく避難を」、あるいは「除染が費用対効果を考慮したときに意味ある選択肢とは言えない」とする主張もあった。これらの主張が根拠とすべきは「避難する権利」である。

自主避難については、前述のとおり多くの損害賠償訴訟が提起されているが、京都地裁 2016 (平成 28) 年 2 月 28 日判決では、自主避難について「事故による危険性が残り、情報が混乱している間は相当」としている。損害賠償の事例ではあるが、国による避難指示がなくとも、危険性があるときには被曝を避ける避難についての各人の判断権を保障した、といえる。もっとも、情報の混乱が収まったとして、2012 年 8 月までとしていることは、避難する権利をかなり限定的に捉えているともいえる。健康な環境に生きる権利としての避難する権利が部分的にも認められたとみることができる。

他方で、現実には「避難」を選択したくとも選択できない人々も数多くいた。 健康な環境に生きる、と言う点からすれば、事前の策としての追加的被ばくを避ける権利の実現が必須である。「被ばくを避ける」という意味は、外部被ばくにおいては、十分な生活環境モニタリングとその情報開示が必須となる。また、空間放射線量を下げるだけではなく、自家消費としての農産物あるいは森林内の採取物の消費を通例としている人にとっては、食物摂取からの内部被ばくを避けることは重要である。食物のモニタリングと情報への十分なアクセスが実現されなければならない。

(4) 社会的生活の基礎の喪失と「健康な環境に生きる権利」

健康な環境に生きる権利は、単に個々人が肉体的に健康であれば良いということではない。国際人権規約にもあるように、精神的な健康をも保障されなければならない。

原発事故は深刻な健康被害をもたらすばかりで、事故による被ばくに関する恐怖・不安が「健康に生きる」ことを許さない重大な要素であるということが、調

査で明らかになった(その例として、辻内 2015)。国は健康被害に対する不安を、無知に基づくものであり、リスクコミュニケーションにより解消させるとするが、健康被害に閾値がないとされるならば、健康侵害の「危険」に対する不安は正当であり、健康に不安のない環境を生きるための権利の侵害として捉えることが妥当である。

また、原発事故は、生活基盤の面的な喪失をもたらす。この面的な喪失は社会的コミュニティの喪失をもたらし、自然環境との関係性を失わせる。このような地理的場の喪失は、避難を余儀なくさせ、社会的に生存条件をも根こそぎ奪う結果をもたらすことが明らかになった。生業の喪失は生きる意義さえ失わせることがある。吉村良一は、生活の基盤となる財産を含めて生存条件全体失われたことをもって「基本的生活権」の侵害としている(吉村 2012)。また、淡路剛久は、「包括的生活利益としての平穏生活権」の侵害とする(淡路 2015)。

被ばくを避ける権利として避難する権利があり、避難に伴う生活保障が最低限必要となる。しかし、それらが認められた上でも、別の損害が発生しているのである。それは、生業の喪失と事故以前に属していたコミュニティや生活環境の喪失である(除本 2013、2015)。

このように、健康な環境に生きる権利には、良好な大気・水・土壌等の「自然環境」のなかで生きることのみならず、社会的環境の要素が必須であることを示している。福島原発事故においては、人の生存の条件である社会的基盤としての社会的環境の喪失が、肉体の健康とともに「核となる損害」の要素として浮かび上がる。大飯原発3、4号機の再稼働差止仮処分申立事件に係る福井地裁決定では、このような原発の被害を「生命、身体やその生活基盤」に対する被害であるとし、「生命を守り生活を維持するという人格権」への根幹部分に対する被害とした。原発の特質に即して、人格権が単なる肉体的健康のみならず、社会的な生活基盤が失われたこと自体を包括した概念であることを明示した。これを大塚直は「生活基盤維持権」と述べている(大塚 2014)。

ところで、避難に伴うさまざまな損害を救済することで、避難に係る「健康に 生きる権利」の侵害の救済になるが、救済が金銭的損害賠償のみではないことは、 既に環境基本法および公害健康被害補償法等で明示されている。前者では、国に 「公害被害にかかる被害の救済のための円滑な実施を図るため、必要な措置を講 ずる」責務を課し(第 31 条 2 項)、また被害救済とは異なるが、原因者に「その事業の必要を生じさせた限度においてその事業の実施に要する費用の全部又は一部を適正かつ公平に負担させるために必要な措置を講ずる」こと、すなわち原状回復費用を負担させる(第 37 条)ことを定めている。

さらに、公害健康被害補償法では「指定疾病によりそこなわれた被認定者の健康を回復させ、その回復した健康を保持させ、及び増進させる等被認定者の福祉を増進し、並びに第一種地域又は第二種地域における当該地域に係る指定疾病による被害を予防するために必要なリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の政令で定める公害保健福祉事業を行なう」と、健康回復事業を行うべきことを定めている。このように、「健康に生きる権利」には、肉体的健康の回復と健康に生きるための環境回復を含んでいることが制度上でも認められてきているのである。

(5) 健康に生きる権利と多様な決定の保障

健康に生きる権利の内容をこのようにとらえるならば、除染が「移染」であったとしても、自然環境を含めた生活(生業を含めて)空間からの移動が求められている。「事故以前のコミュニティ」の喪失は不可逆的であるが、少なくとも、自然とのふれあいや、農林漁業という生業の回復可能性を持たせる。このように考えれば、「除染か、避難か」ではなく、「除染も、避難も」でなければならない。

同時に、除染措置が拡散した放射性物質を一定の場所で管理する措置にすぎないことは明らかなである。避難する権利を擁護する立場からすれば、除染が健康に生きる権利の確保のための絶対的な要件ではない。飯舘村で見るように、村民の中には、積極的に自らも除染をして戻ろうとする人と、別の場所に村民コミュニティを再構築しようとする人がいる。どちらも、被ばくを避けながら、社会的生存基盤に関する自らの損害を最小化することを目的として、活動している。福島原発から20キロ圏の南相馬市小高地区では、除染を前提として農地を太陽光発電施設として利用しながら避難先で生業を成立させ、廃炉により原発事故のリスクから解放されるまで戻れる日を待つという人もいる。このように、被ばくを避けるためにはさまざまな対応がある。自然的、社会的生存基盤の喪失という根源的権利侵害である故に、精神的損害の回復や社会的生活基盤の回復を図る方法

は、人によって異ならざるをえない。そうであれば、選択肢の多様性を認めた自己決定の保障が、事故後対策の基礎になければならず、健康に生きる権利の内容でなければならない。

(6) 被害収束政策と健康に生きる権利

一 中間貯蔵施設問題と「健康に生きる権利」

福島県のなかで放射性物質に汚染されたモノの処理施設については、指定廃棄物の処理施設、焼却施設と、30年という長期「一時保管施設」としての中間貯蔵施設設置がある。中間貯蔵施設は、「一時保管施設」であるとともに、放射性物質の「減容化施設」、すなわち「除染ごみ・土壌の放射能減衰を待つ施設」としての機能をも併せ持っていると言えよう。年間の保管過程で除染ごみ・土壌が一定の放射線量以下になれば、焼却灰のような「廃棄物」は通常ごみとしての処分し、土壌はリサイクル品として利用することで、放射性廃棄物として処分する量を大幅減容化できることを期待している。除染土壌を路盤材として利用できるのであれは、30年後役割を終えた中間貯蔵施設の路盤材として利用できる旨の決定をすることも否定できない。8000ベクレル以下のリサイクルを可能とする決定は、30年後の土地の返還を求めている地権者にとって、30年後の健康な環境に生きる権利に関わる。

しかし、中間虚像施設の建設承認に当たって、住民説明会では、中間貯蔵施設 保管後の処分計画あるいはリサイクル利用計画は決定前であり、これらの計画情 報は提供されていない。

また、中間貯蔵施設の用地地権者にとってみると、現在の「健康な環境に生きる権利:を求めるのではなく、30年後あるいはそれ以上後の自ら及び将来に生きる人々の「健康な環境に生きる権利」を主張しているのである。健康に生きることのできる土地の状態での返還が、中核的な権利要求である。高濃度地域かつ原発直近地域であるため、直ちに帰還を考える住民は10%程度である(大熊町住民意向調査結果2015年、わからないと答えている住民も20%いる)。しかし、戻れないと考えている人で、30%余程度が関係を持っていたいと考えていることを考えるならば、地権者の考える健康に生きる権利は、周辺住民の利益でもある。そして、現在帰還することをためらう避難区域住民の利益とも繋がっている。

このような次世代にも続く権利が現在の住民の権利・利益に直結していること にで、原子力事故における特徴を見ることができる。

二 再生資源利用と健康に生きる権利

前述のとおり、最終処分場への最小限搬入という観点から、8000ベクレル以下の除染土壌の再生資源としての利用の実現が進められている。同政策における8000ベクレルという基準は、従来の放射性物質で汚染された廃棄物の処理の方法に限ったクリアランスレベルからの政策変更となる。この政策変更は、環境中の放射性物質の許容限度の変更ともなり、人々の健康に重大な影響を及ぼすおそれのある基本的な変更である。この変更が環境および健康への影響の観点から許容の範囲如何については、専門的な議論をさらに深める必要がある。

ここでは、このような重要な変更について、その基礎作業をするワーキンググループの議事録が秘密会であるという理由で出されないことが、果たして妥当かということが検討されなければならない。

環境省の回答は、「検討段階の未成熟な情報・内容を含んだ資料を公にすることにより、不当に国民の誤解や混乱を生む可能性があるため、非公開扱いとしております。一方、ワーキンググループにおいて検討がなされた結果を、検討会資料として整理・公表し、公開の場で更に議論いただくこととしており、情報の公開性及び議論の透明性は十分に確保される」⁴⁴としている。

会議自体が混乱する恐れがあるということで、非公開であることに合理性が認められる場合もあり得る。しかし、「未成熟な情報・内容を含んだ資料を公にすること」は、別の見方をすれば、議事の進行に従って議論が整理されていく過程を、国民が共有するということである。むしろ、整理された情報のみが公開されると、環境省の考える「未成熟情報」とする議論を最初からやり直さなければ納得を得られないということになる恐れが大きい。このように考えると、結論のみを理由として挙げた場合には、説明責任として十分に果たせたとはいえない。環境に影

⁴⁴⁾ 汚染土壌の再利用問題—環境省からの回答「ワーキンググループは混乱をよぶため非公開」、FoE Japan 名日々: https://foejapan.wordpress.com/2016/04/26/8000bq_problem-2/。また、山本太郎ブログ: 2016 年 4 月 14 日、https://www.taro-yamamoto.jp/national-diet/5801 も参照のこと。

響のある情報へのアクセス権を掲げるリオ宣言第 10 原則の趣旨の趣旨からすると、実質的に詳細な議論をするワーキンググループの検討過程を明らかにすることなく、親委員会での概略的な議論の公開で足りるとするのは、この趣旨に反しているとみるのが妥当だろう。

むしろ、混乱は多様な考え方を象徴する者であり、未成熟な段階で不理解、誤解を情報としてとりいれることで、より十分な説明責任を果たすことが可能となり、意思決定参加に人々が適せ逸に参加できる過程であるともいえる。

2011 年に起きた放射性がれきの処理をめぐる政策決定後の混乱から判断すれば、決定前に十分な開示をして、国民の同意を求めていくことが適切なガバナンスといえよう。

おわりに ― 被害収束政策と住民参加権

福島原発事故被害地域での復興の第1条件は、健康に生きることができる社会的環境、自然環境を整備することである45。これらのうち、最大の争点となっているのは空間放射線量である。1ミリシーベルト/年以下が社会的合意点である。国は、空間線量1ミリシーベルトではなく、個人追加被曝量が1ミリシーベルト/年であり、適切に各人が防護すればそれ以上の空間線量でも問題はない、としている。それに対して、チェルノブイリ法の避難基準は放射線管理区域と同じ安全基準である5ミリシーベルト/年から1ミリシーベルト/年となっている。その4倍もある放射線業務従事者(原発労働者など)の安全基準である年間20ミリシーベルト以下ならば、帰還(補償・支援策の打ち切り)ないし居住の事実上の強制は、明らかに健康に生きる権利と矛盾する。前述のとおり、ホットスポットや森林以外に、除染によって空間線量が20ミリシーベルト/年というところは少ないで、20ミリシーベルトの議論は、さほど意味がないようにも思われるが、個人が注意して防護すれば高濃度でも居住可能である、とする方針は、健康な環境に生きることとは矛盾する。健康な環境に生きる権利・利益とは、個人の防護の失敗は自己責任であるというレベルの環境ではない。

⁴⁵⁾ 山下・市村・佐藤 (2013) は、被災者の心情や生活条件抜きにして復興への途が進行している状況と課題について述べている。

そして、これらは、前述のとおり、専門家集団により正当性が与えられた枠組である。基本的には原子力災害対策特別措置法、放射性物質汚染対処特別措置法と福島復興特別措置法という一連の特別措置法が、行政に広範な裁量権を与えている。言い換えれば、これらの法律が住民の意見を反映したとはいえない政策にもかかわらず、行政が正当性を主張する根拠を与えているといえる。現在求められているのは、住民の「健康な環境に生きる権利」を実現するための原発事故の被害救済と事故からの回復である。その権利を実現できなければ、裁量権の適正な行使とは言いがたい。

生活基盤を根底から奪われた人々にとって、権利実現を確保するために、住民の政策決定への参加は必須である。議会等の間接民主主義のあり方も十分に考慮しなければならないが、情報への十分なアクセス、政策決定過程における単なる意見参加ではなく、十分な対話と意見を反映させる権利を保障することによってはじめて、実体的な被害者住民の「健康な環境に生きる権利」を実現することができる。今一度、リオ宣言第10原則に立ち返って、政策決定を行っていくことが必要である。

引用文献

- 淡路剛久 (2003)「環境権と環境政策」植田和弘・森田恒幸編『岩波講座 環境経済・政策学 第3巻環境政策の基礎』岩波書店、42頁以下。
- 淡路剛久(2015)「『包括的生活利益』の侵害と損害」淡路剛久・西村良一・除本理 史編『福島原発事故賠償の研究』日本評論社。
- 礒野弥生(2013)「原発事故対策における住民の参加権」広渡清吾・朝倉むつ子・今村与一編『日本社会と市民法学』日本評論社。
- 礒野弥生(2015)「除染と健康に生きる権利」除本理史・渡辺淑彦編『原発災害はなぜ不均等な発展をもたらすか』ミネルヴァ書房。
- 大塚直 (2014)「大飯原発運転差止訴訟第一審判決の意義と課題」『法学教室』No. 410。
- 尾松亮 (2013) 『3・11 とチェルノブイリ法』 東洋書店。
- 河崎健一郎 (2012)「原発事故に伴う自主避難と『避難する権利』」別冊法学セミナ - 141 頁。

現代法学32

- 河崎健一郎 (2012)「日本版チェルノブイリ法と『避難する権利』」『現代思想』7月 号。
- 河崎健一郎・竹田昌弘・菅波香織・福田健(2012)『避難する権利 それぞれの選択』 岩波ブックレット、岩波書店。
- 小泉秀樹「復興コミュニティ論再考」『震災と市民』1 東大出版会、159-181 頁。
- 高瀬雅男(2015)「原発 ADR の到達点と課題」行政社会論集第 27 巻 3 号 1-38 頁、 2015
- 高橋滋編著(2016)『福島原発事故と法政策』第一法規、第1章・第2章。
- 高橋若菜監修・編著(『原発避難と創発的支援―活かされた中越の災害対応経験』、 本の泉社、2016 年 3 月。
- 中山充『環境共同利用権』。
- 辻内琢也 (2016)「原発事故がもたらした精神的被害・構造的暴力による社会的虐待」『科学』3月号21頁以下。
- 中山(2006)『環境共同利用権』成文堂。
- 馬場朝子・尾松亮 (2016)『原発事故 国家はどう責任を負ったか一ウクライナとチェルノブイリ法』当洋書店新社。
- 日野行介(2016)『原発棄民』毎日新聞出版社、2016。
- 福田健治(2013)「『被曝を避ける権利』はなぜ具体化しないのか:たなざらしにさ
- れる「原発事故子ども・被災者支援法」『世界』2013 年 9 月号、179-188 頁。
- 政野敦子 (2017) 畑明郎『公害・環境問題と東電福島原発事』185-191 頁、本の泉 社。
- 山下祐介・市村高志・佐藤彰彦(2013)『人間なき復興』明石書店。
- 吉田千亜 (2006)『ルポ 母子避難―消されゆく原発事故被害者』岩波書店。
- 吉村良一(2012)「福島第一原発事故被害の完全救済に向けて」『環境と公害』44 巻1号。
- 除本理史(2015)「『避難者の故郷の喪失』は償われているか」淡路剛久・吉村良一・ 除本理史編『福島原発事故賠償の研究』、日本評論社。
- 除本理史(2006)『鉱害から福島を考える』岩波書店。